志木地区児童センター整備基本計画

令和6年3月 志木市

目 次

第	1章	『 基本計画の策定に当たって	1
	1.	計画策定の背景	1
	2.	志木市における子育て支援施設及び利用状況	2
	3.	上位関連計画における位置づけ	3
第	2章	団 整備の基本方針	4
	1.	事業計画	4
	2.	施設整備の意義	5
	3.	基本理念	5
	4.	整備の基本方針	6
	5.	各機能の整備方針	7
	6.	事業スケジュール	11
	7.	事業費と財源	11
	8.	その他1	12

第1章 基本計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景

近年、共働き世帯の増加による仕事と子育ての両立や、虐待、貧困等、子育て家庭の抱える課題が多様化していることに加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民などから日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しい人が多くなってきており、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

こうしたことから、本市の子育て支援については、「志木市将来ビジョン(第五次志木市総合振興計画)後期実現計画」において、出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができるようライフステージにあわせた支援を行うことを位置づけています。

未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに、たくましく成長していくためには、子どもたちが自由に遊んだり、くつろいだりすることができ、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごすことができる地域の拠点が必要です。

本市の児童センターは、昭和59年に宗岡地区の複合施設内(総合福祉センター内)に設置した「志木市児童センター」1か所のみですが、開所以来、多くの子どもとその保護者の方たちに親しまれてきました。

一方で、志木市児童センターを一度も利用したことがない方もおり、平成31年2月に実施した子育で支援についてのアンケート調査において、利用しない理由として、「児童センターが遠い」ことが挙げられるとともに、児童が安心して過ごせる居場所の設置が求められています。

子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターについては志木地区にはないことから、「第2期志木市子ども・子育て支援事業計画」において、重点施策の一つとして、児童センター等の遊び場を確保することを位置づけ、検討を進めてきました。

児童センターの整備に当たっては、中・高校生世代を含む18歳未満のすべての子どもが、さまざまな遊びや学習等を通じ、子ども同士の交流を図りながら、自主性、社会性、創造性などを育み、安心して過ごすことができる第三の居場所を目指すほか、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減するため、現在、フォーシーズンズ志木8階にあるコミュニティスペースつつじの会議室に仮設として設置している子育て支援センターを複合化することで、乳幼児や保護者同士の交流を促進するとともに、地域における子育て相談や見守り体制を強化します。

さらに、いろは遊学館、いろは遊学図書館及び市民会館・市民体育館新複合施設など、近隣の公共施設とソフト面及びハード面ともに、連携を図ることで、志木地区を拠点とした多機能性のある施設とすることを目指します。

2. 志木市における子育て支援施設及び利用状況

(1) 志木市における子育て支援施設

地区	施設名称	所在地	面積
空 図	児童センター	志木市上宗岡1-5-1 (志木市総合福祉センター3階)	2 1 9 m²
宗岡	宗岡子育て支援センター	志木市上宗岡1-5-1 (志木市総合福祉センター3階)	1 5 2 m²
志木	いろは子育て支援センター		
	西原子育て支援センター	志木市幸町3-9-52 (西原保育園2階)	180 m²
	子育て支援センター 「ぷちまある」	志木市本町5-26-1 フォーシーズンズ志木8階(マルイファ ミリー志木8階)	5 2 m²
	子育て支援センター「めばえ」	志木市館2-6-15 (館第二すぎのこ保育園2階)	4 5 m²

(2) 利用状況

①児童センター

(単位:人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
児童センター	53, 528	45, 956	9, 335	19, 767	22, 615

※延べ人数

②子育て支援センター

(単位:人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
宗岡子育て支援セン ター	17, 765	15, 111	4, 146	5, 563	5, 489
いろは子育て支援セ ンター	16, 356	12, 826	5, 190	6, 125	5, 607
西原子育て支援セン ター	13, 589	11, 155	4, 314	5, 420	5, 355
子育て支援センター 「ぷちまある」	5, 641	4, 668	1, 301	1, 767	1, 449
子育て支援センター 「めばえ」		_	2, 540	2, 780	3, 194

- ※あそびの広場の利用人数(延べ人数)
- ※子育て支援センター「めばえ」は令和2年度開所
- ※令和2年度~令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、利用人数を 制限

3. 上位関連計画における位置づけ

- (1) 志木市将来ビジョン (第五次志木市総合振興計画) 後期実現計画
- ○子育て家庭への支援

出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が、安全・安心で 楽しく子育てができるよう、ライフステージにあわせた支援を行う。

- (2) 第2期志木市子ども・子育て支援事業計画
- ○子どもの遊び場の確保

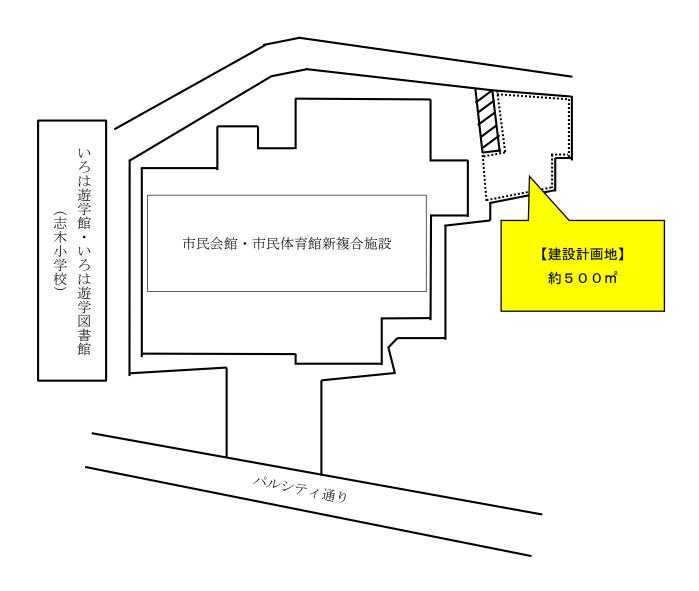
子どもの遊び場は市内全域で少ない傾向にあるほか、児童センターについては志木地区 にはないことから、今後、児童センター等の遊び場の確保策を講じていきます。

第2章 整備の基本方針

1. 事業計画

(1)整備計画地(予定)

市民会館・市民体育館新複合施設に隣接する場所を計画地とします。



- (2)整備計画地(予定)の概要
- ① 所 在 地:埼玉県志木市本町1丁目2477-3 他
- ② 用途地域:第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域
- ③ 建ペい率/容積率:第一種中高層住居専用地域(60/200)、近隣商業地域(80/200)

2. 施設整備の意義

全般的な観点と、利用者別の観点から施設整備の意義を整理しました。

【全般的な意義】

- ① 安全な居場所
- ② 多世代との交流ができる場所
- ③ 地域資源とつながることができる場所
- ④ 誰でもふらっと気軽に立ち寄れる場所

【利用者別の意義】

- ① 未就学児、保護者・・・親子で遊ぶことができ、保護者同士の情報交換もできる場所
- ② 小学生・・・仲間と集い遊ぶことができ、体験活動もできる場所
- ③ 中高生・・・仲間と集い遊ぶことができ、自習もできる場所

3. 基本理念

"しきっ子" "保護者" "地域" がつながり、 「自分らしく」いられる みんなでつくる みんなの居場所

【目指す施設像】

- ・天候が芳しくないときでも体を動かして遊ぶことができる施設
- ・遊びなどを通じて、新しい自分の発見につながる体験ができる施設
- ・同年齢や異年齢の仲間と集い、遊ぶことができる施設
- ・子どもから大人まで多世代が交流できる施設
- ・中高生が自主活動できる施設
- ・いじめ・ひきこもり・友人関係のトラブルの悩みなどをいつでも、誰でも相談できる施設
- ・保護者が相互にコミュニケーションを取ることで、子育ての不安やストレスを 解消できる施設
- ・人目を気にせず、誰もが支援を受けることができる施設
- ・地域の子育て情報を得るとともに、必要な地域資源につなぐことができる施設
- ・さまざまな人が集うことで、地域のにぎわいにもつながる施設
- ・来館するすべての人にとって優しく、安心して利用できる施設

4. 整備の基本方針

方針1

18歳未満のすべての子どもが自分らしくいることができる第三の居場所

▶ 中高生も含めた子どもたちが集い、自分らしくいることができ、さらには、新しい自分の発見にもつながる空間づくりを目指す。

【具体的な方針】

- ・屋内でさまざまな遊びを行うことができるとともに、新しい自分の発見につながる 体験教室等も実施する。
- ・自習スペースなど、中高生の居場所となるための機能を整える。

方針2

地域における子育て相談や見守り体制の強化

▶ 子育て世代の相談や情報交換の場を提供するとともに、見守りの拠点ともなる施設を 目指す。

【具体的な方針】

- ・子育て支援センターを設置し、乳幼児や保護者同士の交流を促進する。
- ・相談や見守りについて、関係機関と連携し、適切な支援につなぐ。

方針3

近隣の公共施設とソフト面及びハード面の連携

▶ いろは遊学館、いろは遊学図書館及び市民会館・市民体育館新複合施設と連携を図ることで、子どもたちがさまざまな身体活動、音楽活動等をできる場の提供を目指す。

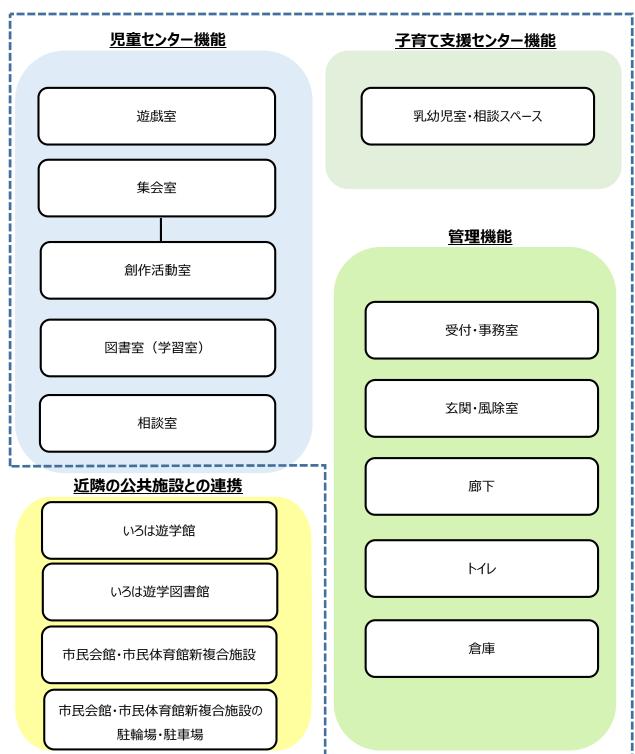
【具体的な方針】

・近隣の公共施設と連携し、事業の一環として、ボール遊びや、音楽活動などを行うことができる環境を整える。

5. 各機能の整備方針

施設の整備に当たっては、「児童センター」「子育て支援センター」「管理」の3つの機能に必要な以下の諸室で構成し、時間帯による重ね使いが可能な空間とします。

【施設の構成イメージ】



(1) 児童センター機能

各諸室の名称	各諸室の整備方針・用途
遊戲室	・体を動かして遊ぶことができるスペースとします。・ボルダリングなど、壁面も有効活用します。・防音に配慮します。・ゆとりのある空間となる天井高を想定します。
集会室	 ・自由遊びやグループでの学習のほか、異年齢や多世代と交流できるスペースとします。 ・創作活動室と一体的な利用を想定します。 ・フードパントリー・フードドライブの受付場所など、多目的な活用を目指します。
創作活動室	・工作体験や親子での創作活動ができるスペースとします。・集会室と一体的な利用を想定します。・作品の展示が可能となるように配慮します。
図書室 (学習室)	・幼児向けの絵本や児童図書を設置します。 ・中高生向けの図書を設置します。 ・中高生が自習できるよう学習スペースを設置します。
相談室	・利用者のプライバシーに配慮し、子どもたちや保護者からの相談に対応するスペース(定員4人程度)を事務室付近に配置することを想定します。
その他	・近隣の公共施設と連携を図り、事業の一環として、ボール遊びや、ダンス、楽器などを用いた活動の実施を想定します。

(2) 子育て支援センター機能

各諸室の名称	各諸室の整備方針・用途
乳幼児室	 ・乳幼児とその保護者が遊んだり、交流したりするスペースとします。 ・概ね10組の親子が集まれる規模とします。 ・授乳やおむつ替えのスペースや流し台を設置します。 ・衛生面や安全面に配慮した素材を使用します。 ・利用者のプライバシーに配慮するため、パーティション等を設置し、子育てに関する保護者からの相談に対応します。

(3) 管理機能

各諸室の名称	各諸室の整備方針・用途
事務室	・利用者の出入りが確認できるよう、玄関付近への設置を想定するとともに、フロア全体の視認性に配慮します。
玄関・風除室	・玄関付近にベビーカー置き場を10台程度確保できるよう工夫します。 ・児童センターや子育て支援センターの利用者に限らず、自由に利用で きるスペースの確保を目指します。
廊下	・廊下でも遊べる空間となるよう工夫します。
トイレ	・幼児用やバリアフリートイレを設置します。・ベビーシートやベビーチェアを設置します。
倉庫	・遊具などを収納するスペースを設置し、スムーズに出し入れできる動 線の確保に配慮します。

(4) 屋外

各諸室の名称	各諸室の整備方針・用途
駐輪場・駐車 場	・市民会館・市民体育館新複合施設の駐輪場・駐車場を共有します。

6. 事業スケジュール

事業スケジュールは次のとおりです。

- 令和 5 年度 基本計画策定
- · 令和 6 ~ 7 年度 設計
- · 令和7~8年度 建設工事
- 令和8年度 完成予定

7. 事業費と財源

(1) 事業費

概算事業費は、設計や工事費など総額で約4.7億円となります。

- ※事業費は概算で算出(令和5年度算出)していますので、今後の建設市場動向の変化などにより変動する可能性があります。
- ※遊具等の備品は含んでいません。

(2) 財源

有利な地方債を活用する予定です。

8. その他

(1) 民間活力の活用検討について

民間事業者の専門的な知識や技術力の活用を検討します。

(2) 安全確保について

子どもたちが利用する施設であるため、車が通行する場所と子どもたちが通行する場所を分離するなど、安全な動線を確保に努めます。

(3) 周辺環境への配慮について

周辺が住宅地であることから、防音やプライバシーに配慮します。

(4) 施設の運用方法について

いろは遊学館、いろは遊学図書館及び市民会館・市民体育館新複合施設など、近隣施設との連携を含め、具体的な施設の運用方法について検討します。

(5) 駐輪場・駐車場について

専用の駐輪場や駐車場を整備しないことから、児童センター・子育て支援センターの利用者が駐輪や駐車ができるよう市民会館・市民体育館新複合施設と調整します。

(6) 田子山富士塚について

田子山富士塚からの富士山の眺望について、配慮する必要があることから、建物の高さは、市民会館・市民体育館新複合施設と同程度とします。